

▶ かさマルシェvol.3 出店希望者

今年も「かさマルシェ」を開催します。かさマルシェに出店して私たちと一緒にイベントを盛り上げたい、楽しみたい、という方を募集しています。マルシェ出店経験のある方はもちろん、今後マルシェへ出店を考えている方もぜひご応募ください。

【開催日】 令和2年5月17日(日)

【開催場所】 笠松みなと公園

【申込期限】 12月20日(金)

【申込方法】 イベント公式ホームページ(<http://casamarche.gifu.jp>)内の応募フォームより申込みを受付けています

【募集店舗数】 150店舗(選考あり)

※選考結果は、募集締め切り後、公式ホームページでご案内します。

【問合せ先】

笠松町商工会

☎388-2566



▶ 放課後児童クラブ指導員

放課後児童クラブは、子どもたちが指導員のもと、友だちと一緒に遊び、生活する場です。子どもたちの生活を見守りながら、楽しく遊ぶことが好きな方を募集します。

【勤務時間】

月曜日～土曜日(祝日・年末年始は除く)

授業日 放課後～午後7時

学校休業日 午前7時30分～午後7時
(概ね6時間を限度)

【勤務場所】

笠松小学校(北舎1階)

松枝小学校(校舎南西側プレハブ教室)

下羽栗小学校(校舎南西側プレハブ教室)

【必要資格・賃金】

・保育士資格、教員免許を持つ方

時給1,100円

・児童の保育に知識や経験を持つ方

時給980円

【申込方法】

福祉子ども課へ次の書類を提出してください。

・保育資格証、教員免許状などの写し

・町臨時雇用職員等求人登録票

(町ホームページからダウンロードできます)

【問合せ先】 福祉子ども課 ☎388-1116

♥ 個人住民税の特別徴収(給与天引き)

岐阜県と県内市町村は、給与所得者の方の利便性の向上を推進するとともに、地方税法等に基づく適正な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収を推進しています。

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務がある事業主は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

まだ、特別徴収を行っていない事業主は、制度をご理解の上、ご協力をお願いします。

【問合せ先】 税務課 ☎388-1112

♥ 空き地などの草刈りは計画的に

空き地などに雑草が生い茂っていると、

- ①人目につきにくいいため、ポイ捨てや不法投棄が増える
 - ②夏場に害虫が発生しやすくなる
 - ③空気が乾燥する季節には火災発生の恐れがある
 - ④道路に雑草がはみ出ると、車や通行人の邪魔になり交通事故を引き起こす
- これらにより、周辺の住民の迷惑となります。

土地の所有者は、定期的に雑草の状態を確認し、年間を通じて計画的に刈り取りをするようにしましょう。

また、庭の植木も、隣家や道路にはみ出ると迷惑になります。枝を切るなどして、住み良い環境作りに心がけましょう。

【問合せ先】 環境経済課 ☎388-1114

★ 毎月19日は食育の日

今月のテーマ 冬至

今年の冬至は、12月22日です。冬至にはかぼちゃを食べる風習がありますが、本来かぼちゃの旬は夏です。昔は現在のように食料が豊かではなかったため、野菜が少ない冬に保存の効くかぼちゃを食べて栄養を補っていました。ビタミン豊富なかぼちゃを食べ、家族の健康を祈りましょう。



ぎふ食育キャラクター
うまっぼ